

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、三七五号

平成十四年六月十一日

(火曜日)

## 告示

### 目次

平成十四年六月定例県議会の招集 (財政課) 一

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (長寿社会課) 一

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( ) 一

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( ) 二

土地改良区の役員就任及び退任 (農村整備課) 二

土地改良区の定款変更の認可(二件) ( ) 三

保安林の指定の解除 (森林整備課) 三

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (商工企画課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

## 公告

平成十四年度調理師試験の実施 (健康推進課) 六

平成十四年度島根県水産業改良普及員資格試験の実施 (水産振興課) 七

## 施

## 選管告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

## 雑報

平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

## 告示

## 示

### 島根県告示第五百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定に基づき、平成十四年六月十九日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第五百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

| 医療機関の名称 | 所在地            | 指定年月日     |
|---------|----------------|-----------|
| いしはら歯科  | 仁多郡横田町下横田四二一-四 | 平成十四年五月一日 |
| 山根クリニック | 出雲市芦渡町七八九-二    | 平成十四年五月九日 |
| 黒田医院    | 益田市須子町一〇番二七号   | 平成十四年五月一日 |

### 島根県告示第五百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により

告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

|         |              |            |
|---------|--------------|------------|
| 医療機関の名称 | 所在地          | 廃止年月日      |
| 黒田医院    | 益田市須子町一〇番二七号 | 平成十四年四月三十日 |

島根県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

|                              |                   |           |
|------------------------------|-------------------|-----------|
| 指定訪問看護事業者・指定介護事業者・指定介護支援事業者  | 名称                | 実施する事業    |
|                              | 主たる事務所の所在地        |           |
| つわぶき有限会社                     | 鹿足郡津和野町大字森村へ一五番地二 | 通所介護      |
| 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | 名称                | 指定年月日     |
|                              | 所在地               |           |
| つわぶきデイホーム                    | 鹿足郡津和野町大字中座ロ六六番地  | 平成十四年五月一日 |

島根県告示第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

鹿足郡津和野町土地改良区

一 就任した役員氏名及び住所  
理事

- 中田勝昭 鹿足郡津和野町大字中川七七番地
- 廣中 豊 鹿足郡津和野町大字山下二〇八番地三
- 渡邊重利 鹿足郡津和野町大字部栄九三番地二
- 村田性士 鹿足郡津和野町大字名賀九〇一番地
- 卯木 實 鹿足郡津和野町大字中座イ六八四番地

二 就任年月日  
上杉 誠 鹿足郡津和野町大字耕田一一七一番地  
平成十四年五月一日

三 退任した役員氏名及び住所  
理事

- 石橋高夫 鹿足郡津和野町大字中山六六一番地
- 中田勝昭 鹿足郡津和野町大字中川七七番地
- 廣中 豊 鹿足郡津和野町大字山下二〇八番地三
- 渡邊重利 鹿足郡津和野町大字部栄九三番地二
- 右田泰夫 鹿足郡津和野町大字高峯一五二三番地
- 村田性士 鹿足郡津和野町大字名賀九〇一番地
- 宮藤常夫 鹿足郡津和野町大字中座イ八九一番地
- 卯木 實 鹿足郡津和野町大字中座イ六八四番地
- 大羽 博 鹿足郡津和野町大字寺田一六七六番地
- 伊藤明夫 鹿足郡津和野町大字直地九八五番地

## 島根県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仁多郡仁多町土地改良区の定款変更を平成十四年五月三十一日付けで認可した。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿足郡津和野町土地改良区の定款変更を平成十四年五月三十一日付けで認可した。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字匹見イ一六〇五の二八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田耕造 大阪府堺市鳳東町六丁六三七

番地一

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本正史 八束郡東出雲町錦新町八

丁目一番地三

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) コーナン棟 午前九時～午後九時

(変更後) コーナン棟 午前七時～午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 全駐車場 午前七時三十分～午後十一時三十分

(変更後) 全駐車場 午前六時三十分～午後十一時三十分

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) コーナン棟東側 午前七時～午後九時

(変更後) コーナン棟東側 午前零時～午後十二時

4 変更の年月日

平成十四年六月六日  
二 届出年月日

平成十四年五月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

東出雲町まちづくり推進課（八束郡東出雲町大字指屋町一四二）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

島根県告示第五百七十九号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十四年六月十一日

島根県知事 澄 田 信義

| 道路の種類   |  | 路線名     |  | 道 路 間                                |  | の 区 域   |  | 管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称 |  | 備 考                        |
|---------|--|---------|--|--------------------------------------|--|---------|--|-----------------------|--|----------------------------|
| 県 道     |  | 横田多里線   |  | 仁多郡横田町大字中村一五六三番地先から同大字一六〇五番一地先まで     |  | 敷地の幅員   |  | 延長                    |  |                            |
| 後 B     |  | 前 A     |  | 後 B                                  |  | 前 A     |  | 後 B                   |  | 前 A                        |
| 〃       |  | 玉湯吾妻山線  |  | 仁多郡横田町大字小馬木一三番一地先から同町大字大馬木一九二一番六地先まで |  | 〃       |  | 〃                     |  | 町道移管                       |
| 一一・〇〇〇〇 |  | 一一・〇〇〇〇 |  | 九・〇〇〇〇                               |  | 九・〇〇〇〇  |  | 二〇〇・〇〇〇               |  | 道路改良工事                     |
| 三九・〇〇〇〇 |  | 三九・〇〇〇〇 |  | 一五・〇〇〇〇                              |  | 一五・〇〇〇〇 |  | 二〇〇・〇〇〇               |  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| 〃       |  | 〃       |  | 〃                                    |  | 〃       |  | 〃                     |  | ダブルウェイ解消                   |
| 五・〇〇〇〇  |  | 五・〇〇〇〇  |  | 二〇〇・〇〇〇                              |  | 二〇〇・〇〇〇 |  | 二〇〇・〇〇〇               |  | 町道移管                       |
| 一一・〇〇〇〇 |  | 一一・〇〇〇〇 |  | 九・〇〇〇〇                               |  | 九・〇〇〇〇  |  | 二〇〇・〇〇〇               |  | ダブルウェイ解消                   |
| 三九・〇〇〇〇 |  | 三九・〇〇〇〇 |  | 一五・〇〇〇〇                              |  | 一五・〇〇〇〇 |  | 二〇〇・〇〇〇               |  |                            |
| 五六〇・〇〇〇 |  | 五六〇・〇〇〇 |  | 二〇〇・〇〇〇                              |  | 二〇〇・〇〇〇 |  | 二〇〇・〇〇〇               |  |                            |

|                                    |  |                                     |  |  |  |  |  |                                    |  |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|--|--|--|--|--|------------------------------------|--|
| "                                  |  | "                                   |  | "                                      |  | "                                      |  | "                                  |  |
| 浜田美都線                              |  | 三隅美都線                               |  | 瑞穂赤米線                                  |  | 横田高野線                                  |  | 上阿井八川線                             |  |
| 美濃郡美都町大字宇津川口二七一番一地从先から同大字口六一七番地先まで |  | 美濃郡美都町大字宇津川口二七一番一地从先から同大字口八五〇番五地先まで |  | 美濃郡美都町大字宇津川口一六二番内第二地从先から同大字口六六〇番一地从先まで |  | 美濃郡美都町大字宇津川口一六二番内第二地从先から同大字口六九三番一地从先まで |  | 邑智郡瑞穂町大字布施九〇九番三地从先から同大字九三九番五地先まで   |  |
| 前                                  |  | 後                                   |  | 前                                      |  | 後                                      |  | 前                                  |  |
| B A                                |  | B                                   |  | B A                                    |  | B                                      |  | B A                                |  |
| 九・二〇〇<br>八八・〇〇〇                    |  | 三・七〇〇<br>二二・〇〇〇                     |  | 九・二〇〇<br>二四・〇〇〇                        |  | 四・八〇〇<br>二二・〇〇〇                        |  | 一一・〇〇〇<br>六四・〇〇〇                   |  |
| 一、五四六・〇〇                           |  | 一、九一三・七〇                            |  | 三七五・〇〇                                 |  | 六五八・〇〇                                 |  | 三〇七・〇〇                             |  |
| "                                  |  | 益田土木建築事務所                           |  | "                                      |  | 川本土木建築事務所                              |  | "                                  |  |
| "                                  |  | 町道移管                                |  | "                                      |  | 町道移管                                   |  | "                                  |  |
| 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消 |  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消  |  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消     |  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消     |  | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消 |  |

公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第二項の規定に基づき、平成十四年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 試験日時

平成十四年九月四日（水）十三時から十五時まで

二 試験会場

松江市殿町 島根県民会館  
浜田市片庭町 浜田合同庁舎  
隠岐郡西郷町 隠岐合同庁舎

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

四 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

1 学歴

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の各号の一に該当する者

2 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設〔継続して一回二十食以上又は一日五十食以上を調理して供与するものであること。〕又は営業〔飲食店営業、魚介類販売業及びそらざい製造業〕において、一年以上調理の業務に従事した者

五 受験手続及び提出書類

1 受験願書等の請求

後 B

九・二〇〇  
八八・〇〇〇

一、五四六・〇〇〇

町道移管

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局保健福祉部地域保健課及び健康福祉センター地域保健課又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、百六十円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する隠岐支庁健康福祉局保健福祉部地域保健課及び健康福祉センター保健福祉部地域保健課又は県外に住所を有する者にあつては島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

一 調理師試験願書

二 調理業務従事証明書

三 学歴証明書

四 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

3 受験手数料

六千円（島根県収入証紙で納入すること。）

4 受験願書等の提出期間

平成十四年七月五日（金）から平成十四年七月二十二日（月）まで（郵送の場合は平成十四年七月二十二日（月）までの消印のあるものに限る。）

5 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成十四年八月十六日頃に送付する。

6 合格者の発表

平成十四年十月一日に県庁前掲示板、隠岐支庁健康福祉局及び各健康福祉センターに掲示するとともに、その氏名を島根県報に登載する。また、平成十四年十月一日以降に合格証を送付する。

7 その他

受験手続その他この試験の問合せは、最寄りの隠岐支庁健康福祉局地域保健課及び健

康福祉センター地域保健課又は島根県健康福祉部健康推進課（郵便番号六九〇一八五  
〇一 松江市殿町一番地 電話〇八五二一二二一五二五五）にすること。  
なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛て先明記の返信用封筒を同封すること。

島根県水産業改良普及員資格試験要綱（昭和三十四年島根県生巨示第四百十一号。以下「要綱」という。）に規定する島根県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施するので、要綱第四条の規定により公告する。

平成十四年六月十一日

島根県知事 澄田信義

一 試験の実施期日及び場所

1 実施期日 平成十四年八月二日（金曜日）午後一時から

2 場所 松江市殿町一番地 島根県職員会館 教養四

二 試験方法

要綱第二条に定めるところによる。

三 受験資格

要綱第三条第一項各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

1 提出書類

受験願書、要綱第五条各号に掲げる書類及び写真

2 提出先

松江市殿町一番地 島根県農林水産部水産振興課

3 受付期間

平成十四年七月八日（月曜日）から同年七月十七日（水曜日）まで

なお、郵送による場合は、この期間の消印があるものに限って受け付ける。

五 受験料

三千六百元（納入方法は、受験当日に指示する。）

六 その他

1 受験願書等の交付

受験願書及び要綱第五条第一項第三号に掲げる書類の用紙は、島根県農林水産部水産振興課において交付する。  
なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「水産業改良普及員資格試験願書等請求」と朱書し、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

2 合格者の発表

平成十四年八月下旬の島根県報で合格者の氏名を公示するとともに、合格者にその旨を通知し、かつ、合格証書を交付する。

3 試験についての照会

照会は、島根県農林水産部水産振興課（電話 松江局二二一六二九三）にすること。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として指定をした旨益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年六月十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

| 施設の名 称         | 所 在 地         | 指 定 年 月 日   |
|----------------|---------------|-------------|
| 益田市立中西保健福祉センター | 益田市白上町イ七四四番地二 | 平成十四年五月二十四日 |

雑 報

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による島根県知事の委任に係る平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月十一日

## 一 試験の日時

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河野 正三

平成十四年十月二十日(日曜日) 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(以下「指定講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

## 二 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

## 三 試験の内容

(一) 内容 おおむね次の事項について行う。

- 1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
  - 2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
  - 3 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
  - 4 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
  - 5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
  - 6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
  - 7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、指定講習修了者については、前記1と5に掲げる事項に関する問題を免除する。

## (二) 出題法令

平成十四年四月一日現在施行されている法令による。

## 四 試験の方法及び出題数

(一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(二) 出題数 五十問

ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。

## 五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

## 六 試験案内及び受験申込書の配布

(一) 配布期間

平成十四年七月八日(月曜日) から平成十四年八月二日(金曜日) まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

## (二) 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会雲南支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 邑智支部

同 浜田支部

同 益田支部

同 隠岐支部

社団法人島根県宅地建物取引業協会松江支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

## 七 受験手数料 七千円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

## 八 受験申込み

## (一) 申込期間

平成十四年七月二十九日(月曜日) から平成十四年八月二日(金曜日) までの期間で、午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。

## (二) 申込場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会浜田支部

なお、郵便による受付も行うので、この場合は、財団法人島根県建築住宅センター(松江市北田町三五―三建築会館)あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込む



こと(平成十四年七月八日(月曜日)から平成十四年八月二日(金曜日)までの日  
付けの消印のあるものに限り有効とする。)

(三) 提出書類

1 受験申込書

(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

2 写真一葉(受験申込前六ヶ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で  
縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルか  
ら五センチメートルまでの間の大きさのもの)

3 指定講習修了者については、前記1と2に加えて講習修了者証(修了試験合格年  
月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

(一) 発表の期日

平成十四年十二月四日(水曜日)

(二) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をす  
るとともに、本人あて合格証書の送付により行う。

十 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話(〇八五二)二六一四五七七

